

中国・四国地域における避難退域時検査及び簡易除染の相互応援について
(案)

平成27年5月 日
島根地域原子力防災協議会作業部会
伊方地域原子力防災協議会作業部会
(岡山県のクレジット)

1. 概要

原子力災害が発生し、OILに基づく防護措置として避難や原子力災害対策重点区域から一時移転を行う住民は、原則として避難退域時検査を受けてから避難先へ避難を行うことされている。また、検査の結果、OIL4以下でない場合には、OIL4以下にするために簡易除染を実施することとなる。

これらの検査や簡易除染については、避難や一時移転の迅速性を損なわないよう十分留意して行う必要がある。このため、検査や簡易除染を効率的に実施するためには、検査場所を増やすことや、各検査場所での処理能力を上げることが必要であり、そのためには検査を行う要員や資機材の増員・増強が有効的であると考えられる。

そこで、鳥取県、島根県、岡山県、山口県及び愛媛県では、原子力災害（蓋然性を含む。）が発生した場合（以下「緊急時」という。）は、緊急事態応急対策を実施すべき区域を管轄し、避難退域時検査及び簡易除染の応援が必要な県（以下「被災県」という。）に対して、各県間で応援を行うこととする。

2. 応援内容

緊急時に被災県に対して、応援を行う県（以下「応援県」という。）から避難退域時検査及び簡易除染の応援チーム（人員、資機材等によりパッケージ化されたチーム）を派遣することとする。

i) 応援チームの構成

応援チームは、各県ごとに避難退域時検査及び簡易除染における検査チーム又は簡易除染チームに属する要員、検査又は簡易除染用の資機材及び移動用車両で構成することとする。

ii) 応援チームの活動

応援チームは、被災県が指定した箇所に到着後、被災県の指揮のもと活動を行うこととする。

iii) 検査及び簡易除染の方法

検査及び簡易除染の方法については、円滑な応援体制を構築するために、各県において可能な限り同様の検査方法を「原子力災害時における避難退域時検

査及び簡易除染マニュアル（原子力規制庁）」を基に整備することとする。

iv) 定期的な情報の共有、意見交換

各県が保有する応援チームのチーム数、構成、保有機材等について、平時から定期的な情報共有、意見交換を行うこととする。

3. 応援方法（応援スキーム）

i) 応援チーム派遣の仕組み

応援チームの派遣を迅速かつ円滑に実施するために、島根地域又は岡山県で原子力災害が発生した場合は、愛媛県が、伊方地域で原子力災害が発生した場合は、島根県が調整県（仮称）となり応援チームの派遣調整を行うこととする。

応援チームの派遣については、被災県からの要請を待たずに、応援チームを送り込むいわゆる「プッシュ型」の派遣（以下「プッシュ型支援」という。）を調整県の判断で行うこととする。

ii) 受入体制の整備

各県は原子力災害時に円滑に応援チームを受入るために、予め応援チームの集合場所を設定し、各県に周知をしておくこととする。

iii) プッシュ型支援の実施手順

- ① 緊急時において、調整県は速やかにプッシュ型支援を実施することを原子力緊急事態宣言がなされた時点で判断し、他の応援県に対して、派遣可能な応援チーム数を確認する。
- ② 調整県は、被災県における応援チームの受入体制の状況を確認し、プッシュ型支援の実施を被災県及び応援県に伝達する。
- ③ プッシュ型支援の実施の連絡を受けた応援県は、調整県の連絡に基づき被災県に応援チームの派遣を行う。

iv) 連絡ルートの確保

各県は、緊急時に調整県と被災県が連絡調整を円滑に行うために、予め連絡先を設定し各県間で共有することとする。

4. 各県の原子力防災訓練等への参加

各県は他の県の原子力防災訓練に参加し、各県間の連携を深めるとともに、原子力防災協議会作業部会において、避難退域時検査の相互応援の応援内容及び応援方法の検証を行い、必要な改善を行うこととする。

5. その他

今後、この相互応援に関する詳細事項については、内閣府、各県間で調整を行うとともに、さらなる実効性の確保のための見直しを適宜行うこととする。